

<報道関係者各位>

2017年9月27日

トラストサービス検討の協力プレスリリースについて

特定非営利活動法人 日本ネットワークセキュリティ協会（JNSA）

契約の電子化が進むなか、国内企業と海外企業や団体との電子契約については、国際連携及び電子契約の国際化について課題があります。ETSI¹（欧州電気通信標準化機構）は、すでに法人や個人を対象としたサービスの電子化やサービスの信頼性を担保するセキュリティ要件化、及びトラストサービスのリスト化などを行っています。

2017年7月に開催した「日欧インターネットトラストシンポジウム」²では、ETSI、慶應義塾大学サイバーセキュリティ研究センター、JIPDEC³、JNSA、TBF⁴の有識者がインターネットサービスに関するトラストについて講演を行い、JNSA 電子署名 WG は、国内のリモート署名の検討状況について講演しました。リモート署名の検討内容等の議論の結果、今後も引き続き、日欧でのリモート署名や電子契約の国際化に関する課題等について検討を行うことを合意しました。JNSA は、電子契約やスマートコントラクトなど信頼できるデジタル社会の実現を目指し、国内外の関連団体と協力して検討を進めます。

¹ European Telecommunications Standards Institute の略であり、欧州の電気通信分野の標準化機関。

² <https://itc.jipdec.or.jp/event/20170704.html>

³ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会

⁴ 一般財団法人日本データ通信協会 タイムビジネス協議会

欧州電気通信標準化機構(ETSI)との間のトラストサービスに関する 協力の合意について

2017年9月27日

欧州電気通信標準化機構 (ETSI)
一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)
一般財団法人日本データ通信協会 タイムビジネス協議会 (TBF)
特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会 (JNSA)
慶應義塾大学サイバーセキュリティ研究センター

欧州電気通信標準化機構 (ETSI)^(注1) と日本の3団体 (JIPDEC, TBF, JNSA; 以下「関係3団体」という) 及び慶應義塾大学サイバーセキュリティ研究センターは、2017年7月4日、European Commission (欧州委員会) の特別後援の下に、ETSI、慶應義塾大学サイバーセキュリティ研究センター、JIPDEC 主催により開催された、「日欧インターネットトラストシンポジウム～電子署名を利用した電子商取引の日本と欧州の事例と課題～」の結果を踏まえ、トラストサービスに関する協力について合意しました。

(参考) 「日欧インターネットトラストシンポジウム」 <https://itc.jipdec.or.jp/event/20170704.html>

同シンポジウムでは、欧州における eIDAS 規則^(注2) に基づくトラストサービスに関する動向が紹介されるとともに、関係3団体と慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科の手塚 悟 特任教授により、我が国における電子契約への電子署名の普及やクラウドサービスを活用したリモート署名^(注3) への取組みが示されました。

そして、シンポジウム終了後、ETSI 関係者と日本の関係3団体の間で、リモート署名の技術基準やトラストサービスに関する情報交換を行い、調和に向けて努力することが合意されました。

今後、関係3団体及び慶應義塾大学サイバーセキュリティ研究センターは、ETSI との協力による成果を活用しつつ、日本のトラストサービス普及に向けた体制整備に取り組む予定です。

(注1) 欧州電気通信標準化機構 (ETSI: European Telecommunications Standards Institute, エッツィイ)

欧州における電気通信に関する標準化機関であり、欧州委員会及び欧州自由貿易連合事務局により公式に認識されている。

(注2) eIDAS 規則 (eIDAS regulation) :

Regulation (EU) No910/2014 of the European Parliament and of the Council of 23 July 2014 on electronic identification and trust services for electronic transactions in the internal market and repealing Directive 1999/93/EC.

eID (electronic identification ; 電子認証) 及び TS (Trust Service) の定義、法的効力、相互運用性を規定したものの。EU 加盟各国間における電子申請、オンライン決済、電子契約等の電子化・効率化を促し、競争力の向上及び経済成長を狙いとする。2014 年 7 月 23 日に採択後、同年 9 月 17 日に発効したが、TS に関しては 2016 年 7 月 1 日に発効された。

(注 3) リモート署名：

事業者のサーバーに利用者の署名鍵を設置・保管し、利用者がそのサーバーにリモートでログインし、サーバー上で、自らの署名鍵で電子署名を行うこと。2016 年度の経済産業省の電子署名法研究会におけるリモート署名に関する議論を踏まえ、現在、関係者によるガイドライン策定に向けた検討が進んでいるところである。

【本件に関するお問い合わせ】

一般財団法人日本情報経済社会推進協会 インターネットトラストセンター (TEL : 03-5860-7562)